

都市計画原案に対する意見書の要旨及び区の回答

都市計画の種類及び名称 東京都市計画地区計画 渋谷三丁目地区地区計画

	縦覧期間・場所	意見書の数
都市計画原案の縦覧・意見書の提出	令和8年2月24日から 令和8年3月17日まで 渋谷区役所 都市整備部 都市計画課	意見書：2通

【意見書の要旨と区の回答】

■都市計画全般に関するご意見

No.	意見書の要旨	区の回答
1.	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷川沿いの街区間の合意に対しては、個人的に限界があるため渋谷区が制度活用のハードルを下げてくださいを非常に期待しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷川沿いの街区については、個人の地権者が多く、街区単位での合意形成を各権利者の努力のみに委ねることには限界があるとのことご意見を、これまでの勉強会や個別面談、渋谷三丁目まちづくり推進協議会からのご提案等を通じて、渋谷区としても認識しています。 こうした課題認識や、制度活用のハードルを下げしてほしいという地域の皆様からの期待を踏まえ、今回の地区計画の変更では、渋谷区があらかじめ渋谷川沿いにおける壁面の位置の制限の指定を行うことで、合意形成に係る負担を軽減し、各権利者の方がそれぞれの建替えのタイミングに応じて円滑に制度を活用できる環境を整えることを目的としています。 引き続き、地域の皆様のご意見を伺いながら、制度の周知や丁寧な説明に努め、渋谷三丁目地区の将来像の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

■その他に関するご意見

No.	意見書の要旨	区の回答
2.	<ul style="list-style-type: none"> 川沿いがにぎわいある街並みになるよ 	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷川は、都心にありながら水辺環境を

<p>う、街並み再生方針に示すまちづくりをより一層進めてもらいたい。</p>	<p>身近に感じることのできる貴重な地域資源であり、街並み再生方針においても、その特性を活かした質の高いにぎわいの形成を目標として位置付けています。</p> <p>本地区計画では、街並み再生方針に基づき、渋谷川に向けたにぎわい施設の導入や川沿いの空地整備、渋谷川への貫通通路の確保等を求めることで、水辺空間を活かした回遊性のあるまちを実現するとしています。また、渋谷三丁目地区のまちづくりについては、これまでの勉強会や意見交換会において、にぎわいの創出や回遊性の向上を期待する多くのご意見をいただいております。渋谷区としても、地域の皆様の声を踏まえながら、街並み再生方針に示す将来像実現に向けたまちづくりを進めることが重要であると認識しています。</p> <p>引き続き、地区計画制度の活用を通じて、個々の建替えや更新の機会を捉えながら、段階的に渋谷川沿いの環境整備とにぎわいの形成が進むよう、地域の皆様と意見交換を重ねつつ、まちづくりを進めていきます。</p>
--	---